

規制の事前評価書

法令案の名称：太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

規制の名称：太陽電池の再資源化等の推進のための措置の創設

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 太陽電池廃棄物の排出量の著しい増加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項の策定、多量事業用太陽電池廃棄者による多量事業用太陽電池廃棄実施計画に係る届出並びに当該届出に係る勧告及び命令、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 規制の新設・拡充の背景

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度が 2012 年に開始して以降、2022 年度までの約 10 年間に於いて、毎年約 4.6～9.4GW（太陽電池（太陽光パネルを指す。以下同じ。）の重量換算で毎年約 37～76 万 t）の太陽光発電が新たに導入されるなど、その導入は拡大されてきた。そして、太陽電池の耐用年数は 20～30 年程度であるため、2030 年代後半以降、太陽電池廃棄物（太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の排出量が顕著に増加すると予想されており、今後の推移については、様々な変動要因があるものの、2025 年から 2050 年までの年間排出見込量は平均約 25 万 t、ピーク時の年間排出見込量は約 50 万 t（2022 年度の最終処分量の約 6%を占める量）に上ると推計される。

また、第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月閣議決定）の関連資料では、電源構成に占める太陽光発電の割合が 2040 年度時点で 23～29%程度（2023 年度時点では約 9.8%）と示されており、今後も太陽光発電の継続的な導入が予想される。

大量に排出される太陽電池廃棄物をそのまま埋立処分すれば、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物の適正な処理に支障が生ずるおそれがある。これを避けるためには、埋立処分される太陽光電池廃棄物の減量等をする必要があり、その手段として、再資源化及び熱回収（「再資源化等」という。以下同じ。）を行うことが適当な手段であり、促進すべきものである。

また、太陽電池にはガラスやアルミニウム、銅、銀等の金属資源が含まれるところ、循環型社会の実現に向け、太陽電池廃棄物から可能な限りこれらの資源を分離・回収し、有効利用することが望ましいことから、再資源化等を促進すべきである。

- 発生している課題と原因

一般に普及しているパネル型太陽電池は既に複数の再資源化技術が確立しており、再資源化施設の数も令和7年11月時点で87件、その処理能力の合計は約13万t/年と、徐々に設備の導入が進んできている。しかし、現時点では太陽電池廃棄物の排出量は少ないため、再資源化施設の所在は偏在し、また、その稼働率は低く、再資源化等の費用が高止まりしている。

これに加え、太陽電池の処分方法を選択する立場にあるのは太陽光発電事業者等だが、大手太陽光発電事業者に対するアンケートの結果によれば、約6割が実質的に再資源化を選択肢として検討しておらず、太陽電池廃棄物の再資源化等に対する理解が不十分であるために再資源化等が選択されていないという課題もある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 事業用太陽電池廃棄者（事業用太陽電池（太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。）の廃棄（事業用太陽電池について行う太陽電池の廃棄（太陽電池を太陽電池廃棄物とするとともに、太陽電池廃棄物の処分（再生を含む。以下同じ。）の方法を選択し、自ら当該太陽電池廃棄物を排出すること、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該太陽電池廃棄物を排出させることをいう。以下同じ。）をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。）が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断基準の策定並びに多量事業用太陽電池廃棄者（事業用太陽電池廃棄者であって、その事業用太陽電池の廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）に対する多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出義務及び主務大臣による勧告・命令措置等の創設を行う。

主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため、主務省令で、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、当該事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項を定め、必要に応じて主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、指導及び助言ができることとする。

多量事業用太陽電池廃棄者は、当該事業用太陽電池について廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の数量及び重量、当該事業用太陽電池廃棄物の処分方法を記載した多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならないこととし、当該多量事業用太陽電池廃棄者は、当該届出が受理された日から原則30日経過後でなければ、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととする。

また、主務大臣は、届出の内容が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他必要な措置をとることを勧告することができることとし、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 同上

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 本法律案は、太陽電池廃棄物の排出量がピークを迎える2030年代後半以降において、なるべく多くの量の太陽電池廃棄物の再資源化等を実施できるようにすることを目的としているが、再資源化施設が偏在している中で全国各地に即座に再資源化施設を整備することは現実的ではない。

そこで、可能な限り空白地域を埋めるため、広域的な収集運搬により太陽電池廃棄物を集約し、確実に再資源化等を実施できる事業者の確保を通じて、体制を整備していくことを想定しているが、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）に基づき、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業には地方公共団体ごとの許可の取得が必要となることが広域化の支障となっている。

- ・ また、廃掃法では、廃棄物の保管容量を上回る過大な保管により生ずる生活環境上の支障を防止するため、産業廃棄物の積替保管のための保管は 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量、処分のための保管は 1 日当たりの処理能力に 14 を乗じた数量という保管数量の上限が設けられている。

しかし、今後、太陽電池廃棄物の排出量が増加していく見込みであるところ、これらの規制が適用されると、再資源化事業者が効率的に収集できないケースが想定され、太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に支障が生ずるおそれがある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 太陽電池廃棄物の再資源化等事業計画の認定制度の創設

太陽電池廃棄物再資源化等事業（再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請できることとし、当該認定を受けた者（当該太陽電池廃棄物再資源化等事業に係る太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者を含む。）は、廃掃法の許可を受けずに当該事業を行うことができることとし、同法に基づく産業廃棄物の保管数量の上限の特例の適用を認める。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 原則として全ての太陽電池廃棄物を排出する際には一律に再資源化等の実施を義務付けることとした上で、太陽電池の製造業者及び輸入販売業者に対して義務的な費用負担を求め、当該費用を再資源化等に要する費用の一部に充てることを検討した。

しかしながら、現時点では、①埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることを踏まえ、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルに向けた処理体制を構築する観点からは、将来的な、より幅広い廃棄に関係する者へのリサイクル義務化を目指して、まずは費用効率的にリサイクルを実施可能な多量に太陽電池の廃棄をしようとする太陽光発電事業者等から規制を段階的に強化することとした。

このため、事業用太陽電池廃棄者に対して国が定める判断基準に基づく取組を求める規制案を採ることとし、再資源化等の実施の検討を求め、費用効率的にリサイクルを実施可能な多量事業用太陽電池廃棄者に対しては、多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出を求め、その内容が判断基準に照らして著しく不十分である場合の勧告・命令措置を設けることにより当該取組の実施をより強く求めることとした。これにより、太陽電池廃棄物の再資源化等に係る現状に照らして適切であり、かつ、事業用太陽電池廃棄者にとって過度な事業制約とならない規制措置となるようにした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 太陽光発電事業者や太陽電池の解体・撤去事業者等の関係者向けに、太陽電池の撤去からリサイクルを含む処分に至るまでの留意事項や事例を整理した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（2016 年第 1 版、2018 年第 2 版、2024 年第 3 版）を策定し、周知するとともに、太陽電池廃棄物の再資

源化施設に対する整備費用の補助等の予算措置も講じてきたが、現行制度では、太陽電池廃棄物について、再資源化等の選択は任意であるため、これらの非規制的手段による促進策の効果は限定的である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本法律案に基づき策定する基本方針において、最終処分量の減量の目標等を設定することを想定しており、判断基準に基づく規制措置による効果は、この目標の達成度合いから把握する。

【緩和・廃止】

- ・ 認定を受けた事業者により再資源化等をされた太陽電池廃棄物の数量が、どの程度上記目標の達成に寄与したかによって把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 多量事業用太陽電池廃棄者に対して、その廃棄をしようとする事業用太陽電池廃棄物の処分方法について、主務省令で定める判断基準に照らして著しく不十分と認められるとして、埋立処分から再資源化等に変更するよう主務大臣から命令を受けた場合、改めて再資源化等を行うことができる廃棄物処理業者と委託契約を締結し、当該契約に必要な費用を支払うこととなるため、埋立処分に要する費用と再資源化等に要する費用に差額があればこれを追加的に負担することとなる。全国的にみれば、現時点ではリサイクル費用が 8,000 円～12,000 円/kW、埋立処分費用が 2,000 円/kW 程度～と差額が大き一方で、これらを同額に設定している中間処理業者の事例もある。また、管理型最終処分場と比べて再資源化施設が近距離に立地するエリアも多く、今後、再資源化施設の整備や保管基準の特例措置を講ずることにより、収集運搬費用を含めた再資源化等の総費用が埋立処分の総費用と同程度又はそれを下回るケースが増加していくと想定される。こうした状況の下で、判断基準の具体的な内容については、法案成立後、審議会での議論、パブリックコメント等も踏まえた上で、多量事業用太陽電池廃棄者にとって過大な負担が生じないよう決定する予定である。

- ・ 多量事業用太陽電池廃棄者は、多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出に係る事務作業の費用が生ずることとなるが、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載させる内容は、事業用太陽電池廃棄物の処分に当たって必要となる情報の範囲にとどまることを想定しており、追加費用は限定的である。また、多量事業用太陽電池廃棄者は、届出が受理された日から原則 30 日間は、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととするため、その保管のための費用が追加で生ずる可能性があるが、当該多量事業用太陽電池廃棄者が排出予定時期から 30 日以上前に届出をすることで、保管費用の発生を回避できることから、追加費用は限定的である。

なお、命令を受けた場合の再資源化等に要する追加総費用（推定額）については、本法律案に基づく措置及び予算措置等により、当該費用の低減に向けた施策を並行して実施することとしており、適切な推定額とするためにはその施策の結果を踏まえた額とすることが妥当であるため、事後評価までに当該費用を把握することとする。

<行政費用>

- ・ 主務大臣による、多量事業用太陽電池廃棄者が届け出た多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容に係る審査及び判断基準に照らした勧告・命令の検討に必要な費用が発生する。

事後評価までに「実施計画提出件数×1件当たりの審査時間」を把握することとする。

<その他の負担>

- ・ なし

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ なし

<行政費用>

- ・ 現時点での太陽電池廃棄物の再資源化施設の数、87件（令和7年11月時点）であり、今後の太陽電池廃棄物の排出量の増加の推移に応じて変動するものと考えられるが、仮に年間8件程度の申請があると仮定し、申請内容の確認及び申請者との調整等に1件当たり2人が16時間ずつを要すると仮定すると、時給約2,700円（※1）×2人×16時間×8件＝約70万円/年が、国における認定手続に係る費用となる。そのため、大きな行政費用の増大には当たらないものと考えられる。

※1 令和7年国家公務員給与等実態調査を参照

給料月額（42万4,979円）÷（8時間/日×20日間）＝約2,700円

<その他の負担>

- ・ なし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 再資源化施設が不足する地域については近接する都道府県への広域処理を進めるため、廃掃法の収集運搬業の特例や積替保管基準の緩和をすることを検討してはどうか。
- ・ 再資源化施設を着実に整備するため、投資予見性を確保した制度設計が必要ではないか。
- ・ 各都道府県に処理能力が高い再資源化施設が必要ではないか。
- ・ 太陽電池の撤去時期情報などは、再資源化等の促進及び再資源化施設整備に必要な情報であり、太陽光発電事業者としても提供協力が必要ではないか。

<関連する会合の名称、開催日>

・ 中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会（産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループと合同で開催）

※関係団体（利害関係者）がオブザーバーとして参加し、意見聴取を行った。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ [太陽光発電設備リサイクル制度小委員会](#) | [環境省](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 本法案の附則では、太陽電池廃棄物の再資源化等の選択の状況、再資源化等に要する費用の推移等を勘案して制度の在り方を検討し、必要な場合には、本法案の措置内容の見直しをすることを規定していることから、当該検討を行う前に事後評価を実施する予定（規制の開始から5年以内に検討が行われない場合であっても、当該開始から5年後には事後評価を行うこととする。）。

<上記以外の法令案>

・